

## 平成23年度 江戸川区介護保険サービス事業者等実地指導実施方針

## 1 基本方針

介護保険法その他の法令の規定に基づき指定基準等を遵守して、利用者の自立支援及び尊厳の保持のため、身体拘束廃止や高齢者虐待防止等への取組みによる利用者の処遇、サービスの質の向上及び適正な保険給付並びに健全な事業者の育成を図るために実施する。

## 2 指導の重点項目

## (1) 人員基準・介護報酬関係

- ① 人員に関する基準に定める職員の資格及び員数並びに勤務体制の確保
- ② 介護報酬算定に関する告示等を理解し、基準に沿った介護報酬の請求
- ③ 有資格者により提供すべきサービスの提供

## (2) 運営基準関係

- ① サービスの提供に当たり、内容及び手続の説明並びに同意(個人情報の利用を含む)
- ② 個々の実態に即した個別サービス計画の作成、見直し及び記録等の取扱い並びにサービス計画に基づくサービスの提供
- ③ 非常災害時に対する対策及び対応  
(特に消防計画に基づく防火設備の配備、消火・避難通報体制の確保及び避難訓練等の防災対策の徹底)
- ④ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害の防止に向けた取組
- ⑤ 苦情、事故、感染症及び食中毒に対する対策及び対応
- ⑥ 入所(居)者の生活環境に対する配慮
- ⑦ 事業の運営を行うために必要な設備等の備え及び運用

## 3 監査の重点項目

- (1) 不正な手段による事業者指定
- (2) 無資格者によるサービスの提供
- (3) 人員基準違反等の状況でのサービスの提供
- (4) 不正な介護報酬の請求
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対しての虚偽の報告や答弁
- (6) 業務管理体制の整備及び機能

## 4 実施計画

## (1) 対象サービス

- ・指定介護予防支援
- ・指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護
- ・指定(介護予防)認知症対応型通所介護
- ・指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・指定地域密着型介護老人福祉施設
- ・指定介護老人保健施設
- ・指定居宅介護支援
- ・指定(介護予防)特定施設入居者生活介護
- ・他指定介護(介護予防)サービス

## (2) 指導の形態等

## ① 実地指導

## ア 方法

- ・事業種別ごとに日程等を策定し、事業所において書面及び聴き取りにより行う。
- ・実施単位は指定事業所を単位として実施する。
- ・同一敷地内の事業所で複数のサービス事業種別の指定を受けている場合(介護予防サービスを併せた指定等)は同日で実施する。

## イ 体制

- ・指導の体制は2～3名とする。また事業所の規模等により適宜体制を再編して実施する。

## ウ 通知

実施の通知は、指導日の概ね2週間前に発送するものとする。ただし、緊急を要する場合等状況に応じて通知期間の短縮(当日通知を含む)を行う場合がある。

## エ 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、年度当初に決定する。

オ 根拠

介護保険法第23条または第100条及び江戸川区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

## ② 集団指導

一定の場所に事業者を集め講習等により行う。

## ③ その他

業務管理体制の整備状況に係る確認については、一般指導として、書面または実地による指導を実施する。

なお、指定等取消処分相当の事案が発覚した場合には、「江戸川区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱」を準用して実施する。

## (3)全体計画の作成時期

当該実地指導を実施する前年度末までに策定する。

## (4)選定方針

平成23年度の実地指導対象事業所は、次の方針により選定する。

### ① 対象事業所

実地指導の対象は平成23年4月1日現在の指定事業所とする。ただし地域密着型サービス及び介護予防支援においては、平成23年度中に指定を受けた事業所も実地指導の対象とする。

なお、営利法人に対する監査については、別途選定を行い実施する。

### ② 選定方法

平成23年度実地指導計画を基本とする。ただし次による事業所を優先的に選定する。

ア 江戸川区、東京都及び国保連等に寄せられた事業者に対する苦情・告発また事業者からの事故発生に係る報告等により、確認が必要と思われる事業所

イ 継続的に指導することが必要であると認められる事業所

ウ 前年度までの実地指導による指導項目の改善状況が不十分な事業所

エ 集団指導等に一切参加しない。また外部の受入れを拒否するなど、外部との係わりを避ける事業所

オ 介護給付適正化(ケアプラン点検・国保連介護給付適正化システム)により、指導または確認が必要と思われる事業所

## 5 関係団体等の連携

### (1)他の保険者、東京都、国保連合会との連携

他の保険者、東京都、国保連合会等と連携し、事業者指導の適正な対応を図る。

### (2)指定市町村事務受託法人調査員等による実地指導の実施

専門知識を有する指定市町村事務受託法人調査員を活用し、事業者指導を推進する。

## 6 その他

営利法人が運営する介護サービス事業所に対して、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について」(平成20年7月4日老総発第0704001号等厚生労働省老健局総務課長等連盟通知)に基づき、法令遵守徹底のための指導監査を別途実施する。

指導監査の方法は書類の提出によるものとし、書類の点検結果を含め必要に応じて実地指導を実施する。なお実地指導に当たっては、本方針等に準じて実施する。